

## 北アルプス広域連合告示 第14号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に基づき実施した一般廃棄物処理施設建設に係る生活環境影響調査結果（以下「報告書等」という。）を縦覧するので、北アルプス広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成25年条例第1号）第3条の規定により告示します。

平成27年3月13日

北アルプス広域連合  
広域連合長 牛越 徹

### 1 一般廃棄物処理施設の概要

施設の名称	北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設「北アルプスエコパーク」
設置場所	大町市平源汲地内
施設の種類	エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）
処理する一般廃棄物の種類	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、資源化可燃残渣
施設の能力	40 t / 日
施設の位置、構造等の設置に関する計画	報告書等に記載
施設の維持管理に関する計画	報告書等に記載

### 2 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、景観、動植物

### 3 報告書等の縦覧

縦覧場所	北アルプス広域連合事務所総務課施設整備推進係（大町市大町 1058-33） 大町市役所民生部生活環境課（大町市大町 3887） 白馬村役場住民課（北安曇郡白馬村大字北城 7025） 小谷村役場住民福祉課（北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131）
------	---

縦覧期間及び時間	平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 4 月 11 日（土）まで （日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
----------	--

#### 4 意見書の取扱い

意見書の提出	当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、北アルプス広域連合長へ生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。
意見書への記載事項	①氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） ②施設の名称 ③生活環境の保全上の見地からの意見
提出期限	平成 27 年 4 月 25 日（土）まで（郵送の場合、当日消印有効）
提出方法及び提出先	以下のいずれかの方法で提出してください。 ①直接持参 日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (提出先) 北アルプス広域連合事務所総務課施設整備推進係（大町市大町 1058-33） 大町市役所民生部生活環境課（大町市大町 3887） 白馬村役場住民課（北安曇郡白馬村大字北城 7025） 小谷村役場住民福祉課（北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131） ②郵送 〒398-0002 大町市大町 1058-33 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係 ③電子メール gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係
留意事項	ご意見の内容及びそれに対する見解は公表します。個別には回答いたしませんのでご了承ください。